
2017年度

第一回

JICAインターンシップ・プログラム

【一般型/開発コンサルタント型】

募 集 要 項

独立行政法人国際協力機構国際協力人材部 人材養成課



< 目 次 >

1	目的	1
2	応募資格	1
3	応募方法	1
4	選考	4
5	事前オリエンテーション	6
6	インターン派遣時期・実施期間	6
7	インターン合格後の手続き・準備等	6
8	インターンシップに係る経費	7
9	インターンシップの勤務時間・休日	10
10	インターンへの便宜	10
11	報告書の提出、総合報告会の開催	11
12	守秘義務・禁止事項	11
13	その他	12
14	お問い合わせ先	12
15	よくある質問	12

1 目的

本プログラムは、国際協力・開発援助に関心を有する大学生及び大学院生に対し、JICAの各部署及びプロジェクト等におけるインターンシップの機会を提供することにより、JICA 事業及び我が国の国際協力に関する理解を深め、本プログラムを通じて幅広い分野での JICA 専門家や開発コンサルタント等の国際協力人材を志向していただくことを目的としています。

本プログラムは JICA 及び開発コンサルティング企業の採用並びにその他 JICA の研修制度（ジュニア専門員制度等）における選考とは関係なく実施するもので、本プログラムへの参加が直接採用や合格に結びつくものではありません。

2 応募資格

本インターンの応募者は、以下のすべての要件を満たす方とします。

- (1) 応募時に、日本又は海外の大学・大学院（専門職学位課程・修士課程・博士課程前期）に在学中、若しくは入学許可を取得済みの方。
- (2) 国際協力に関心があり、将来、国際協力関連の仕事に従事することを希望していること
- (3) 心身ともに健康であること（特に海外でのインターンシップを希望する方は、配慮を要する既往症や病気にかかっていないこと）。
- (4) 国籍は不問ですが、日本語で業務遂行が可能なこと（日本語能力試験 N1 レベル相当の日本語能力を有することが望ましい）。
- (5) インターンシップに必要な外国語能力を有すること。
- (6) これまで、本プログラムに参加した経験がないこと。
- (7) 希望するポストが指定している「応募資格以外に必要な要件」を満たしていること。
- (8) 本プログラム参加に要する経費を自己負担できること。
- (9) 年齢は不問ですが、未成年者は応募の際に保護者の同意書の提出を条件とします。

3 応募方法

以下の(2)に記載されている提出書類を揃え、締切日までに JICA の運営する「国際協力キャリア総合情報サイト PARTNER」（以下、PARTNER）から応募してください。応募書類受付後、応募時に PARTNER で指定した本人連絡用の E メールアドレスに対し、受領通知と共に応募案件番号（受付番号）を連絡します。応募後、3 営業日以内に受領通知が届かない場合は、11 ページ「14 お問い合わせ先」までご連絡ください。

(1) PARTNER への個人登録（簡易登録可）

応募はすべて「PARTNER」経由で行います。応募にあたっては「PARTNER」に個人登録がなされていることが必須ですので、登録されていない方はまず「PARTNER」で個人登録を行ってください。「PARTNER」の個人登録は、国際協力人材登録又は簡易登録の2種類ありますが、インターンに関しては簡易登録で応募いただけます。

なお、大学生については国際協力人材登録要件である国際協力に関する実務経験や研究実績を有していないと判断される場合は簡易登録をお勧めしますので、ご不明な場合は「PARTNER」事務局へご連絡ください。

「PARTNER」の URL <http://partner.jica.go.jp/>

(2) 応募書類（※各応募書類の注意書きを必ずご確認ください。）

① 応募申請書（様式1）**EXCEL**

注1：「4. 選考(5)有資格登録」を読み、同意される場合は「有資格登録」にチェックを入れてください。

② 履歴書（様式2）**EXCEL**

③ 自己申告書（様式3）**EXCEL**

注1：複数のポストを希望の場合は、第1、第2、第3希望の申告書それぞれに記入してください。

注2：自己申告書はできる限り具体的に記入してください。

注3：ご自身がテーマを提案する提案型ポスト（タイ事務所、エルサルバドル事務所）を希望される場合は、特に「提案テーマ」及び「3. 本ポストへの具体的な計画/提案」（調査を行うのであれば、調査内容、調査対象地域など含む）を詳しくご記入ください。この欄への記入は必須です。

④ 在学証明書**PDF**

注1：大学もしくは大学院入学前の方は、入学許可書（写し）を必ずご提出下さい。

注2：在学証明書を提出出来ない方は、学生証のコピーをご提出ください。その際、学生証の有効期限が明記されている箇所も併せてご提出ください。

注3：特に海外の大学もしくは大学院に在籍の応募者は、ご自身が在籍されているプログラム（修士課程など）の種類と具体的な期間（年月日～年月日）の記載が必要です。記載がない場合は、同大学のホームページの中でそれが記載されている箇所をプリントアウトし、在学証明書と共に提出してください。

⑤ 語学力に関する証明書 **PDF**

注 1：スコアの取得時期は問いません。

注 2：応募ポストで別途語学要件が指定されている場合は、当該要件を満たす語学証明書も併せて提出してください。

⑥ 同意書（様式 5）（未成年者のみ） **PDF**

注 1：保護者署名欄（現住所、氏名）は必ず保護者が、署名・捺印してください。

※各様式は、JICA ホームページのインターンのページ

(<http://www.jica.go.jp/recruit/intern/index.html>) からダウンロードしてください。また、上記①～③は **EXCEL**、④～⑥は **PDF** で提出してください。（ファイル名は、応募書類名と応募者氏名を必ず入力してください 例)【語学力証明書】国際花子.pdf)。

【応募書類一覧】

様式 1：「応募申請書」

様式 2：「履歴書」

様式 3：「自己申告書」

様式 4：「同意書」（未成年者のみ）

（様式なし）：在学証明書（写し）、学生証コピー、入学許可書（写し）のいずれか

（様式なし）：語学力に関する証明書（写し）

(3) 応募

応募期間内に「PARTNER」の応募画面から応募書類を添付して応募してください。

① 以下の URL から「PARTNER」にアクセスし、画面右上の“ログイン”をクリックして PARTNER にログインします。

「PARTNER」の URL <http://partner.jica.go.jp/>

② 画面上部にある“求人情報”をクリックし、求人情報を表示します。

検索条件の「団体種別」から“JICA”を選択し、「勤務形態」でインターンにチェック後、検索を実行してください。

③ インターンの求人情報を開き、画面上部にある注意事項を読み、ボックスにチェックを入れてください。その後、「この案件に応募する」ボタンをクリックし、応募画面に、上記(2)の応募書類を添付してください。添付方法の詳細は、PARTNER 活用方法の「3.2 WEB 応募を利用する」をご参照ください。

<http://partner.jica.go.jp/resource/1425033220000/UsagePsnOrg/ForUse/rs.pdf>)

【応募に際しての注意事項】

- ① 応募書類は一切返却しません。
- ② 応募は全ての書類を揃えてから行ってください。(語学力証明書など一部の書類を別途送付しないでください。)
- ③ 不足・不備のある書類、資格要件を満たさない内容の書類は選考の対象外となります。また、締切期限を過ぎて提出された応募書類は、受け付けません(書類内容をよく確認の上、日数に余裕をもって提出してください)。
- ④ 選考結果などに関するお問い合わせや、日程・通知方法に関する個別の要望には一切お答えできません。
- ⑤ 在外インターンの場合、募集ポストによっては JICA 人材養成課から本プログラムの合格通知を正式に受けていても、渡航前あるいは到着後の治安状況等の変化によってインターンシップが中止となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※応募書類に記載された個人情報は、本インターンシップ・プログラムの実施運営に必要な選考、有資格登録、各種手続き、緊急連絡先の把握、フォローアップ調査、実績の取り纏め、統計データの作成等の目的以外には使用しません。また、合格に至らなかった場合は、一定の期間の後、JICA の責任のもとで適切に廃棄します。なお、PARTNER に登録した個人情報は PARTNER のサイトポリシー (「個人情報の取り扱い」) に基づき管理されます。

(4) 募集締切日

2017年5月8日(月)正午(12:00) 必着 (日本時間)

4 選考

(1) 選考方法

全応募者のうち、「2. 応募資格」を全て満たした選考対象者に対して書類選考を実施します。その後、書類選考合格者を対象に面接選考を行います。

(2) 選考結果の発表方法

各選考結果は、「PARTNER」のマイページ上で合格者の応募案件番号(受付番号)

を発表します。(3)の各選考結果通知日に「PARTNER」にアクセス、ログインの上ご確認ください。書面による通知及び JICA ホームページ上では発表しません。

ご自身の応募案件番号（受付番号）は、応募受付時に配信される受領通知メール又は、マイページ「メールボックス」の「受信 BOX」にある「【PARTNER】求人案件への応募送信完了のお知らせ」を参照ください。

なお、選考結果に関する個別のお問い合わせには一切お答え出来ませんので、あらかじめご了承ください。

「PARTNER」の URL <http://partner.jica.go.jp/>

(3) 選考日程

選考	日程
書類選考	2017年5月9日（火）～5月26日（金）
書類選考結果発表	2017年6月5日（月）
面接選考の日程調整と面接実施	2017年6月6日（火）～6月19日（月） ※上記期間内の JICA が指定する日
最終合格者（面接選考）結果発表	2017年6月27日（火）

(4) 面接選考

配属希望先及び応募者の居住地により、面接方法（テレビ会議、WEB 会議、電話など）や選考会場は異なります。面接選考対象者に対し、個別に E メール及び電話で連絡しますので、確実に連絡がとれる E メールアドレス及び携帯電話番号を履歴書に記載願います。

(5) 有資格登録

- ① 合格水準には達しているものの募集枠を超えての受入れが難しいと判断された応募者については「有資格者」として登録し、面接を行ったポストにおいて合格者が辞退した場合の繰上げ合格の対象とします。
- ② 登録は 2018 年 3 月末までです。同意される方は「①応募申請書（様式 1）」の該当欄にチェックを入れてください。なお、2017 年度の第二回目の募集に応募する場合は、別途応募書類を提出してください。

(6) 注意事項

- ① 選考スケジュールは、応募状況によって変更される場合があります。
- ② 面接に要する旅費、宿泊費は、全て自己負担となります。

5 事前オリエンテーション

面接選考に合格したインターンは、必ず事前オリエンテーションに出席してください。（海外留学中の方で日本へ帰国出来ない方は任意参加としますが、安全管理に関する講義は受講必須としていますので、必ず出発前に受講してください。対象者へは個別にご連絡します。）

なお、参加者全員に JICA 規程により日本国内の移動にかかる旅費を支給します。

(1) 開催日

2017 年 7 月 5 日（水）

(2) 場所

〒162-8433 東京都新宿区市谷本村町 10-5 JICA 市ヶ谷ビル

6 インターン実施時期・実施期間

(1) 実施時期

2017 年 7 月下旬から 2018 年 3 月 31 日までの間に、渡航またはインターンを開始していただきます。各受入ポストの受入時期を参照してください。

(2) 実施期間

1 ヶ月から 3 ヶ月程度です（各受入ポストの実施期間を参照してください）。面接時に応募者の希望の時期・期間を聴取しますが、合格発表後、受入担当者と調整し具体的な実施期間を決定してください。

7 インターン合格後の手続き・準備等

合格後はインターンシップの開始に先立ち、以下の準備を行ってください。そのため、準備期間中は JICA の受入担当者と常に連絡が取れる状況にしてください。詳細は、事前オリエンテーションにおいて説明します。

(1) インターンシップ内容・日程の調整

事前オリエンテーション後、受入担当者と具体的なインターンシップの内容及び日程を調整してください。

また、提案型ポストにおいては治安状況などによって希望地域の立ち入りが制限される場合があります。研修日程の調整過程で以下(3)の配属国に関する情報収集を行いながら、インターン希望時期における調査対象地域への立ち入りや調査が可能かどうか十分に確認してください。

※在外インターンの場合、JICA 以外の団体が主催するプログラムへの参加など、本インターンシップの目的以外の行動は、配属国滞在期間中のみだけでなく配属国までの往復の渡航中においても認められません。

(2) 事前提出書類

インターンシップ開始前に、個人情報保護やサービスなどを定めた誓約書、身元保証書などの書類を提出していただきます。

(3) 配属国に関する情報の収集（在外インターン対象）

在外インターンは、配属国に関する情報収集に努めてください（現地到着後、生活準備を整えて速やかにインターンシップを進められるよう、渡航前の十分な情報収集が大切です。）。その際、必ず下記の JICA のサイトに記載されている国別・地域別の各種情報を確認してください。なお、配属国によっては下記サイトに情報が掲載されていない国もあります。

海外の現地情報：

http://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/field.html

8 インターンシップに係る経費

インターンシップに要する経費は、以下の JICA が補助・負担する経費以外は全てインターンの自己負担となります。（2 応募資格（8）参照）。

本プログラムへの参加を希望される方は、事前に関連機関、文献などの情報を参照し、現地での滞在費、その他必要な経費を計算し、余裕を持って経費を自己負担できることを十分確認したうえで、本プログラムの応募を検討してください。

国内のインターンシップ希望者についても、居住地と異なる地域でインターンシップを行なう場合、日当以外の経費は全て自己負担となりますので十分注意してください。なお、国内インターンシップ中の事故により傷害を負った場合は、インターンの加入する災害補償保険等により対応いたしますので、学生教育研究災害障害保険、インターンシップ等賠償責任保険に各自の負担で加入いただくことを義務づけています。

【JICA が補助・負担する経費】

<全インターン>

(1) 国内移動費

自宅最寄駅から事前オリエンテーション及び総合報告会の会場（JICA 市ヶ谷ビル）との往復にかかる移動費を、JICA の規定に基づき実費支給します。なお、特急や新幹線、飛行機の利用料金の支給には、一定の要件が満たされている必要

がありますのでご留意ください。

<国内インターン>

(1) 日当

昼食代及び交通費として、一日 1,700 円を支給します。

(2) 研修旅行費

研修旅行を行なう際には、JICA 規程に基づき旅費を支給します（JICA 負担上限 70,000 円）。

(3) 少額交通費

打合せ等で、他の近隣の機関及び組織等へ移動する際は、受入部署の Suica カード等を使用します。

<在外インターン>

(1) JICA が指定する海外旅行傷害保険

インターンシップ期間中（フライトは、本邦と配属国の直行直帰に限る）は、JICA の負担により JICA が指定する海外旅行傷害保険に加入します。既往症の再発等の場合は補償されないことがあります。

補償内容	
傷害死亡	3,000 万円
傷害後遺障害	最高 3,000 万円（傷害の程度に応じ）
疾病死亡	3,000 万円
治療・救援費用	5,000 万円（上限）
賠償責任	1 億円
携行品損害	10 万円

(2) 航空賃

航空賃は 10 万円までをインターンの自己負担とし、10 万円を超える額を JICA が負担します。また、空港使用税は自己負担していただきます。なお、航空券は JICA が航路の安全確認の上、日本から配属国への直行直帰の航空券を手配します。

※JICA が加入する保険等の関係から、インターン配属国への往復は日本との直行直帰が条件となります。インターン配属先が日本国内となる場合も含めて、留学先から日本への旅費は支給しませんので、海外へ留学中の方はご留意ください。

(3) 現地活動費

インターンシップ活動に必要な経費について、JICA 規程に基づき 100,000 円を上限に支給します。

(4) 査証取得

査証取得の手配は、旅行代理店へ JICA が依頼します。査証料金はインターンの自己負担ですが、旅行代理店へ支払う代行手数料は JICA が負担します。

(5) 予防注射接種料

配属国への入国/滞在に際し、JICA が指定する種類の予防注射接種料については、申請に基づき支給します（接種の種類によって上限額があります）。

(6) 滞在費

インターンシップ期間中の滞在費の一部として「国別滞在費補助額（日額）」を支給し、インターン名義の日本国内の銀行口座に振り込みます。ただし、海外の大学もしくは大学院へ留学中の方が、留学先国でインターンシップを行う場合は支給しません。

<2016 年度国別滞在費補助額（日額/単位：円）>

滞在国内	補助額	滞在国内	補助額	滞在国内	補助額
タイ	8,460	モンゴル	6,000	ルワンダ	16,000
ラオス	8,000	キルギス	3,500	カメルーン	12,580
東ティモール	10,500	エルサルバドル	12,900	ジブチ	12,260
スリランカ	4,800	ボリビア	8,774	セネガル	8,900
ネパール	5,880	ザンビア	6,700	ヨルダン	12,050
ベトナム	13,800	マラウイ	9,307	イラン	17,800
カンボジア	5,700	ガーナ	12,000	パレスチナ	13,000
インド	8,000	ウガンダ	5,668		

※現地の滞在費用の全てが JICA から支給されるものではありません。現地の状況等を確認の上、各自で必要経費を見積もって渡航準備を進めてください。

※上記（2）～（5）については、大学等から一部又は全額補助を受けていない方が対象です。大学等から補助を受けている方は必ず申告してください。申告内容に虚偽があることが判明した場合、JICA 支給額を返還いただくと共にインターンの中止を命ずることがあります。

【自己負担の経費】

上記の JICA 負担経費以外は、下記に記載のものを含めて全て自己負担となります。

- (1) 配属場所までの交通費、通勤費（全インターン）
- (2) 滞在費補助額を超える滞在費（在外インターン）

- (3) 査証料金（在外インターン）
- (4) 海外留学中の方が、面接、事前オリエンテーション及び報告会出席のために移動に要する経費（日本までの往復航空賃、空港から居住地までの国内移動費等）
- (5) 国内のインターンが居住地を離れてインターンシップを行う場合の宿泊費。なお、配属先が国内機関の場合などで同国内機関の宿泊施設に空室がある場合には、インターンシップ期間中に限り宿泊が可能です。国内機関の空室状況については、合格決定後、人材養成課担当者にお問い合わせ下さい。

9 インターンシップの勤務時間・休日

インターンシップ期間中の勤務時間は各配属先の勤務時間に準じますが、原則、終日勤務のインターンシップとなります。JICA 本部での勤務は（月）～（金）の 9:30～17:45（昼休み 12:30～13:15）で、休日は土、日、祝日、及び配属先の長の定める日とします。

在外においては、配属国の事務所又は受入コンサルティング企業が定める日を休日とします。また、インターンシップ期間中、原則休暇はありませんが、必要な場合には配属先に相談してください。

なお、休日等における配属国内の旅行は在外事務所長の許可を得ることとします。また、その場合渡航先は JICA 安全対策措置に従うものとしませんが、配属国外への旅行は原則不可とします。

10 インターンへの便宜

JICA はインターンに対し、以下の便宜を図ります。

インターン全員
期間中は、原則、執務室の机、電話、関連情報・資料を提供します。専用のコンピューター及びインターネット環境は可能な限り提供しますが、配属先により提供できないこともあります（「募集ポスト」参照）。
在外事務所配属のインターン
<ul style="list-style-type: none"> (1) 空港出迎え (2) 宿舍の手配 (3) 安全ブリーフィングの実施（各在外事務所内） (4) 緊急連絡用携帯電話の貸与 (5) インターンシップ期間中の安全管理情報の提供 (6) インターンシップ実施先が地方、又は安全管理上の理由等によりインターン自身での移動 が困難な場合には、その移動手段の手配。

開発コンサルタント型インターン(上記の在外事務所配属のインターンの便宜に加えて 下記事項)
--

- | |
|---|
| <p>(1) 宿舎の手配(安全管理ブリーフィング期間のみ在外事務所が、他期間は受入企業が確保又は指定)受入コンサルティング企業から、予め宿舎が提供/指定される場合もあります。</p> <p>(2) 安全ブリーフィング後の各 JICA 事務所からプロジェクトサイトまでの移動手配(安全上の理由等でインターン自身での手配が困難な場合のみ)</p> |
|---|

11 報告書の提出、総合報告会の開催

インターンシップ期間中は、インターンシップ計画表、インターンシップ報告書(隔週)等、各種提出物を提出してください。また、インターンシップ修了時は、インターンシップ総合報告書及びアンケートを提出してください。

インターンシップ修了後、2018年1月又は3月に開催される総合報告会に必ず出席してください。

12 守秘義務・禁止事項

インターンには、インターンシップ中に知り得た JICA 及び受入コンサルティング企業並びに相手国関係機関等の秘密に関わる事項についての守秘義務が課せられます。秘密指定された情報や文書だけでなく、実質的にそれを秘密として取り扱う内容や会話内容についても、インターンシップ期間中はもとよりインターンシップ期間終了後も第三者に漏らしてはなりません。また、JICA 及び受入コンサルティング企業の保有個人情報についても改ざん又はインターンシップ実施に必要な範囲を超えて、使用、提供、複製してはなりません。

加えて、円滑なインターンシップ実施とインターンの安全を確保する観点から、様々な禁止事項を定めていますが、JICA 及び受入コンサルティング企業からの指示に従っていただけない場合や、正当な理由なく誓約事項に違反したときは、インターンシップを中止することがあります。中止理由によっては、JICA が当該インターンのインターンシップに要した経費の全額又は一部について返納を求める場合があります。

また、インターンシップ期間中、傷病その他の事由によりインターンシップの遂行が困難と認められる場合や、継続が適当でないと認められる場合は、インターンシップを中止することがあります。なお、インターンシップの中止に伴って追加的経費が発生した場合でも、JICA は一切経費を負担しません。

13 その他

大学から、参加したインターンの学位取得に必要なインターンの活動評価を求められた場合、受入部署及び受入コンサルティング企業はインターンの活動評価を行います。

14 お問い合わせ先

独立行政法人国際協力機構 国際協力人材部 人材養成課

JICAインターンシップ・プログラム担当

E-mail : jicaiict-intern@jica.go.jp

<http://www.jica.go.jp/recruit/intern/index.html>

15 よくある質問

募集について

Q : 年に何回募集がありますか？

A. 年2回（4月と9月頃）募集を行う予定です。

応募資格について

Q : 学生ですが、年齢制限はありますか？

A : 学生であれば年齢制限はありません。

ただし、未成年者が応募する場合は、応募書類にある保護者の同意書を必ず提出してください。また、ポストによっては大学院生限定となっている場合がありますので、必ず応募ポストの詳細を確認してください。

Q : 複数のポストに応募したいのですが、一般型の JICA 本部のポストと開発コンサルタント型のポストが混在する応募は可能ですか？

A. 可能です。

インターンの方及び実施場所にとらわれず希望する案件に応募できます。

Q : 海外の大学／大学院に在学中ですが、応募は可能ですか？

A : 可能です。

ただし、インターン配属先が海外の場合、JICA が加入する保険などの関係から、インターン配属国への往復は日本との直行直帰が条件となります（留学先から海外の

配属先までの渡航は認められません)。インターン配属先が日本国内となる場合も含めて、留学先から日本への旅費は支給しませんので、ご注意ください。

Q：現在大学を卒業し、大学／大学院に入学予定ですが、応募は可能ですか？

A：可能です。

入学予定の大学又は大学院が発行する入学許可証(入学日(月)が明記されているもの)を提出してください。

Q：現在、学部生ですが、希望のポストが大学院生のための募集となっております。負けないだけの知識と熱意は持っておりますが、応募は可能ですか？

A：応募は可能です。ただし、募集に見合うだけの履歴書、自己申告書を作成の上、ご提出ください。

Q：語学力が指定レベルに達していませんが、応募はできますか？

A：インターンシップに必要な日本語及び以下のいずれかの外国語能力を有することが必須となります。

- ・英語圏の場合(英検 2 級以上、TOEIC500 点以上、TOEFL iBT52 点(PBT470 点, CBT150 点)以上、IELTS4.0 以上)
 - ・仏語圏の場合(仏検準 2 級以上、DELF A2 以上)
 - ・西語圏の場合(西検 4 級以上、DELE 初級以上)
- その他、上記以外でも応募ポストで語学要件が指定されている場合は、当該要件を証明できる書類をご提出ください。

Q：TOEIC IP の語学証明書でも提出可能でしょうか。

A：可能です。必ず語学証明書を提出してください。

Q：語学証明書について、WEBの画面を提出してもよろしいでしょうか？

A：可能です。ただし、結果点数の他、受験日、受験者名が必ず同一ページに記載されていることが条件となります。

Q：募集ポストに記載のある語学について、証明書はありませんが、見合う語学力は持っています。応募は可能でしょうか？

A：可能です。たとえば、その語学地域に留学経験有等を履歴書や自己申告書に記載してください。

Q：「日本語での業務遂行が可能なこと」とありますが、どの程度の日本語能力が求められていますか？

A：特に証明書の提出は必須としていませんが、日本語能力試験 N1 相当以上を目途としています。同等の資格証明書を持っている方は、応募書類と一緒に提出してください。

募集要項・提出書類について

Q：募集要項の英語版はありますか？

A：日本語版のみです。

Q：応募締切までに『語学資格証明書』を提出できないのですが、後日提出することは可能ですか？

A：語学資格証明書の提出は必須で、応募書類の締切後の受付はできません。また、書類に不備があった場合は、選考の対象となりませんので、応募の際は必ず提出書類をご確認ください。

Q：未成年ですが、海外の大学に在学中のため、応募締切までに親族の『同意書』を提出できないのですが、後日提出することは可能ですか？

A：同意書の提出は必須で、応募書類の締切後の受付はできません。

Q：在学証明書は、必ず大学から発行された証明書の提出が必要でしょうか？

A：学生証のコピーの提出も可としています。

Q：PARTNER への簡易登録なしに応募できますか？

A：できません。

メールによる不達防止の観点から応募書類の受付を PARTNER に限定しています。このため、システムの機能上 PARTNER 登録が必須となります。また、選考結果の発表も郵送ではなく PARTNER のマイページ上での発表のみとしています。

Q：メールでの応募はできますか？

A：できません。

メールによる受付の場合、情報セキュリティ上フリーメールのアドレスからの送付が一部着信拒否されるなど、応募書類の不達が発生したことがあります。これらの防止の観点から、PARTNER を通じた受付に限定しています。

選考について

Q：面接はどのような形で行われますか？

A：配属希望先及び応募者の居住地により、面接方法（対面テレビ会議システム、電話、スカイプ、Web 会議など）および選考会場は異なります。面接選考対象者に対し、個別に連絡します。

Q：有資格登録とは何ですか？

A：合格水準には達しているものの募集枠を超えての受入れが難しいと判断された応募者を「有資格者」として登録し、合格者が辞退した場合の繰上げ合格の対象とします。また、登録は2017年3月末までとします。

インターン決定（合格）後について

Q：海外に滞在中で、事前オリエンテーションのために日本に帰国するのは難しいのですが、応募可能ですか？

A：可能です。

海外滞在中の方で、オリエンテーションに参加出来ない方は、事前にインターン担当者へ連絡してください。オリエンテーションに参加される場合、滞在国から日本までの旅費は支給されません。

オリエンテーションに参加されない場合でも、安全管理に関するブリーフィングは必ず受けていただきます。本ブリーフィングは原則 JICA 本部で行いますが、どうしても帰国が難しい場合はスカイプ等でも対応しますので、インターン担当者へご相談ください。また、本ブリーフィングを受けるための日本国内の移動旅費については支給致しません。

なお、日本在住の方については、JICA（東京都）で行われる事前オリエンテーションへの参加は必須となります（交通費支給）。

Q：海外に滞在中で、総合報告会のために日本に帰国するのは難しいのですが、応募可能ですか？

A：可能です。

海外滞在中の方で、総合報告会に参加出来ない方は、事前にインターン担当者へ連絡してください。なお、参加される場合、滞在国から日本までの旅費は支給されません。

Q：ポストに記載されている受入時期・期間で「調整不可」となっていますが、どうしても変更は不可能でしょうか。

A：具体的な実施期間については、インターン合格後に各ポストの受入先と相談の上で決めますが、原則、ポストに掲載されている期間で実施します。特に「調整不可」

のポストでは、関連する業務のセミナー、イベント、調査などの日程に合わせていますので、同期間での参加が可能かどうか、応募の前に十分ご検討ください。

Q : JICA からはどのような経費補助を受けられますか？

A : JICA からの経費補助は、配属先によって異なります。

【全インターン】

事前オリエンテーション及び総合報告会参加のための旅費（国内移動分のみ）

【国内配属インターン】

- 1) 日当 1,700 円（昼食代と交通費）
- 2) 研修旅行を行なう際の旅費（JICA 規程に基づく/上限 70,000 円）
- 3) インターンシップ中の少額交通費（Suica 等交通カード使用）

※国内配属インターンは、学生教育研究災害障害保険、インターンシップ等賠償責任保険に各自の負担による加入を義務つけています。インターンシップ中の事故により傷害を負った場合は、学生の加入する災害補償保険等により対応いただきます。

【在外配属インターン】

- 1) JICA 所定の海外旅行傷害保険の加入（JICA 負担）
- 2) JICA が指定する種類の予防注射接種料（黄熱病は実費支給/それ以外の予防接種は上限 1 万円として支給）
- 3) 現地滞在費の一部補助（配属国によって金額は異なる）
- 4) 航空賃：10 万円を超える額（10 万円まではインターン自身が負担。なお、空港使用税はインターン負担）
- 5) 査証代（査証取得については旅行代理店へ依頼します。手数料は JICA が負担しますが、査証代はインターンの負担です。）
- 6) 現地活動費：JICA 規程に基づく/上限 100,000 円

Q : 大学進学のために奨学金を貸与してもらっていますが、インターン実施のための航空賃や滞在費補助などは受けられますか？

A : 大学進学のための奨学金を貸与している場合は、上記の経費補助を受けられます。ただし、インターン実施のために大学やその他の機関から補助を受けている場合は、支給いたしませんので、必ず申告してください。

Q : 海外でのインターンシップ終了後、私用で隣国に立ち寄ることはできますか？

A : できません。JICA が加入する保険などの関係からインターンシップ配属国と日本の直行直帰のみです。なお、航空券は安全管理などの関係から JICA が指定する航路で JICA が手配します。

Q : 海外でのインターンシップの期間中、休日などにインターンシップ配属国外への旅行は認められますか？

A : 認められません。

インターン配属国外への旅行は原則不可とします。なお、配属国内の旅行は、配属国の JICA 事務所所長からの許可を得て実施することが可能です。

Q : インターンシップ内容について質問があるのですが、担当部署に直接連絡を取るとは可能ですか？

A : 受入決定前に、担当部署と連絡を取るとはできません。

ご質問は、JICA 人材養成課の担当へメールでお問い合わせください。(人材養成課 JICA インターンシップ・プログラム担当メールアドレス : jicaiict-intern@jica.go.jp)